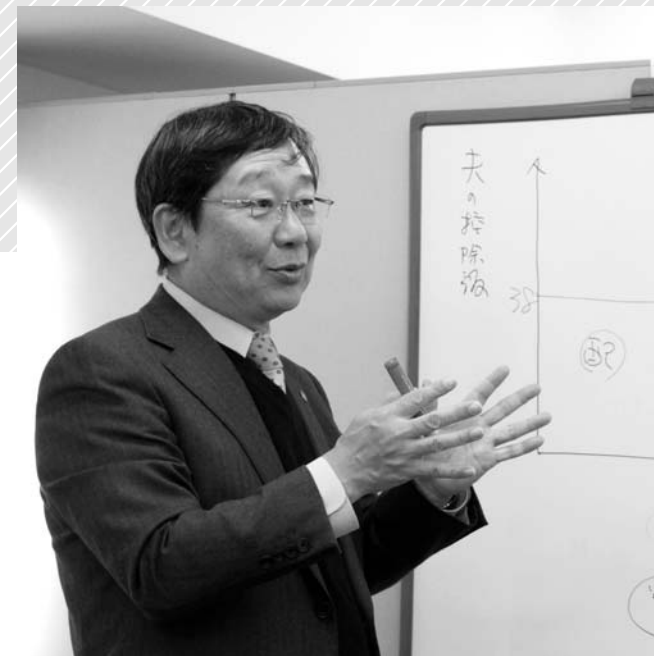




平成29年度

税制改正大綱のポイント

配偶者控除の見直し、 積立NISAの創設は平成30年から。 FPは時系列で制度の説明を

去る平成28年12月8日、自民・公明両党が平成29年度税制改正大綱を決定した。
大綱は、12月22日の閣議決定を経て、1月召集予定の通常国会に税制改正法案として提出される。

大綱の目玉は配偶者控除の見直しにあるといわれるが、
FPとして知っておきたいポイントについて柴原一氏にお話をうかがった。

平成29年度税制改正大綱は139ページにも及んでいます。が、その中でも特にFPとして押さえておきたいところを教えてください。

柴原 今年には配偶者控除だけが議論された感じがありますね。よく「配偶者控除が適用される配偶者の年収を103万円から150万円に引き上げた」という言い方をされますが、その本質はちよつと違います。

現在の配偶者控除は妻の年収が103万円までは38万円、これについては夫の所得要件はありません（図表1）。配偶者特別控除は妻の年収が103万円を超えたところから始まり、141万円未満までは38万円から3万円まで減額されていきますが、これには夫の合計所得金額が1000万円以下という縛りがあります。

しかし、ずっと以前には配偶者特別控除はありませんでしたし、配偶者特別控除ができたときは、配偶者控除に上乗せされる部分もありました。そもそも現在の「103万円の壁」というのは、基礎控除額38万円に給与所得控除額65万円を加えた103万円まで所得税がかからないということからいわれ始めたものです。しかし、それ以上に103万円が意識されるのは、

夫の会社から給料に上乗せされて支給される配偶者手当があるからなのでしょう。この壁が大きいため、妻が103万円以内で働くことを夫も意識するので、税金だけを考えるなら、年収103万円以下で38万円の配偶者控除というのは、壁でも何でもないのですが…。

夫の会社から給料に上乗せされて支給される配偶者手当があるからなのでしょう。この壁が大きいため、妻が103万円以内で働くことを夫も意識するので、税金だけを考えるなら、年収103万円以下で38万円の配偶者控除というのは、壁でも何でもないのですが…。

配偶者控除にも 夫の所得要件を設定

柴原 先ほど「本質はちよつと違う」と言ったのは、配偶者控除の起点を103万円から150万円に引き上げたわけではないからです。配偶者控除は103万円までのままで、103万円から150万円までは配偶者特別控除の38万円が減額されずに続き、150万円から減額が始まりますよ、ということなのです（図表2）。

それが、大綱の「配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下（現行…38万円超76万円未満とし）」ということの意味です。そして38万円超85万円以下の部分が控除額38万円、この85万円に

また、配偶者の合計所得金額123万円以下というのは、年収201万円の給与所得控除額が201万円×30%+18万円=78万円、201万円からこの78万円を差し引いた額です。つまり、配偶者特別控除の対象となる妻の収入金額は201万円までなのです。

ただし、いま説明したのは、合計所得金額が900万円までの場合です。改正では、配偶者特別控除に適用されていた1000万円以下という夫の合計所得金額の制限を配偶者控除にも適用し、新たに居住者の合計所得金額900万円以下だと38万円、900万円超950万円以下で26万円、950万円超1000万円以下であれば13万円というように、50万円単位で3段階とする枠を設けました。

この枠は配偶者特別控除にも

図表1 現行の配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の収入金額（※）	配偶者控除の額	配偶者特別控除の額
103万円以下（38万円以下）	38万円	0
105万円未満（40万円未満）	0	38万円
110万円未満（45万円未満）	0	36万円
115万円未満（50万円未満）	0	31万円
120万円未満（55万円未満）	0	26万円
125万円未満（60万円未満）	0	21万円
130万円未満（65万円未満）	0	16万円
135万円未満（70万円未満）	0	11万円
140万円未満（75万円未満）	0	6万円
141万円未満（76万円未満）	0	3万円
141万円以上（76万円以上）	0	0

※カッコ内は配偶者の合計所得金額（給与所得控除額65万円を控除後の金額）

図表2 改正後の配偶者特別控除のイメージ

